

徳島市市税賦課徴収条例（昭和25年徳島市条例第23号）第10条の2第1項の規定により、令和6年徳島市告示第21号において別途市長が告示で指定する期日まで延長するとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所（納税者が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和6年6月24日

徳島市長 遠藤 彰 良

都道府県名	地 域
富 山 県	富山県
石 川 県	金沢市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 能美郡川北町 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町